平成２３年（フ）第２６０号
岩手県八幡平市大更第23地割90番地
破産者　里舘　貴志
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７１号
千葉市緑区土気町1311番地14
破産者　久保秋正一
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第４８８号
埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージ籠原613号室
破産者　今村　慎一
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４９４号
埼玉県熊谷市久保島911番地３
破産者　蜂須　立一
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３７１２号
横浜市港北区大豆戸町610番地１　クレストフォルム305
破産者　金城　　厚
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１４号
静岡県藤枝市田沼３丁目５番20号
破産者　廣井　秀俊
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１号
滋賀県長浜市石田町546番地
破産者　岩崎　義博
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第７６６号
兵庫県西宮市伏原町３番９号、開始決定時住所兵庫県西宮市分銅町１番７号
破産者　吉井住設こと　吉井　輝長
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９３号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目７番地の13園田文化203、開始決定時の住所兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目３番９号
破産者　小川工業こと　小川　好光
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０４号
神戸市西区玉津町今津588番地の６
破産者　山本建築こと　山本　邦之
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
鳥取県鳥取市美萩野２丁目509番地
破産者　田中　陽三
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９６号
愛媛県松山市宮西３丁目２番６号、開始決定時の住所愛媛県松山市平井町3003番地
破産者　松澤　　壯
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２１号
愛媛県伊予市中山町中山子384番地７
破産者　岸田　郁夫
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
大分県宇佐市安心院町荘689番地
破産者　加藤　芳治
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２２年（フ）第５５４７号
東京都西東京市田無町７丁目18番６号
破産者　マリンサプライ株式会社
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６１２号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2841番地の５
破産者　株式会社西田
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９９５号
東京都豊島区東池袋１丁目31―10―801、開始決定時の住所兵庫県洲本市大野580―13
破産者　佐野　正弘
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１１号
東京都渋谷区宇田川町13番地
破産者　かいだ株式会社
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５３３号
神奈川県横浜市戸塚区汲沢４丁目17―15、開始決定時の住所神奈川県横浜市栄区小山台１丁目17―３
破産者　原田　公司
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部